

事業系ごみの処理責任

事業所などから出るごみは、量の多少に関わらず、事業者が自ら処理する責任があります。また、ごみの減量化やリサイクルを行うなど、減量に努める必要があります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【第3条】

- 1 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。
- 3 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

下妻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例【第4条】

- 1 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する。(一部要約)

廃棄物処理法のルールを守らないと、事業者の皆さんも罰則を受ける場合があります！

不法投棄

ごみをみだりに捨てることは法律により禁止されています。



違法焼却(野焼き)

ごみを焼却することは、原則禁止されています。穴を掘っての焼却やドラム缶などでの焼却も認められていません。



罰則(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条及び第32条)

- ・ 個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。
- ・ 法人の場合は3億円以下の罰金。

事業系ごみは家庭系(地域の)ごみ集積所には出せません！

事業系ごみを家庭系(地域の)ごみ集積所に捨てることはごみの量や種類に関係なく、**「不法投棄」**とみなされます。

(事業系ごみの処分方法は4ページをご確認ください。)